

年金を受給されているみなさまへ

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。
(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。

もし提出を忘れると、各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成28年分の扶養親族等申告書が送付される方

年齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

問い合わせ
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』の発行について

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。)

添付して申告してください。
(二重に控除を受けることはできません)

問い合わせ受付期間
11月2日(月)～

平成28年3月15日(火)

○月～金曜日 9時～19時
○第2土曜日 9時～17時
※第2土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日および12月29日から1月3日までの間はご利用いただけません。



問い合わせ

○ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル
☎0570・058・5555
(ナビダイヤル)

※番号が050から始まる電話でおかけになる場合は
☎03・6700・1144

問い合わせ 市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎43-0501

国民健康保険被保険者証が12月から変わります

お手持ちの国民健康保険被保険者証(被保険者証)の有効期限は11月30日までとなっており、12月1日からは新しい被保険者証で受診していただくことになります。

新しい被保険者証は、11月中旬から下旬にかけて、国民健康保険加入世帯にお送りします。有効期限が満了した被保険者証は、各自で破棄してください。

なお、市から被保険者証の更新について別途通知のあった世帯については、税務課での納付相談後に保険・医療課で被保険者証を交付します。

問い合わせ
市民生活部保険・医療課(庁舎1階)
☎43・0500

11月は児童虐待防止推進月間です

あなたの一歩が子どもを、
親子を救います

育児不安やストレスの蓄積は誰にでも起こり得ることです。虐待は決して特別な家庭で起こっているものではありません。

虐待を受ける子どもは苦しんでいます。同時に、虐待をしてしまう親もまた、苦しんでいるのです。

たとえ『しつけ』のつもりでも、子どもに著しい苦痛をあたえること、子どもの成長に悪影響をあたえることは、虐待にあたります。親の都合や事情は関係ありません。

大切なことは、子どもの視点や立場に立って考えることです。

「虐待かもしれない」と
思ったら、すぐに
連絡しましょう

虐待ではなかったとしても、通告者が責任を問われることはなく、秘密も守られます。もし虐待を放置してしまうと、

虐待が疑われる例

- ①不自然な傷やあざが多い。
- ②小さな子どもを残して親がたびたび外出している。
- ③長時間、子どもが外に出されている。
- ④いつも泣き声が絶えない。
- ⑤暴力を振るわれているようだ。
- ⑥お風呂に長期間入っていないようだ。
- ⑦いつも季節に合わない服を着ている。



問い合わせ

福祉部子育て支援課(庁舎1階)
☎43・0408



子どもの身体に重篤な障がいをおよぼすことや、最悪の場合には死につながることもあります。
虐待を未然に防ぐために、気になることがあれば、まず連絡してください。あなたの勇気ある声こそが、親子を救う『希望の光』になるのです。また、自分が「虐待をしてしまいたい」と感じたら、一人で悩まずに相談してください。

相談・連絡先

○児童相談所
全国共通ダイヤル
1189
いちばやく

○家庭児童相談室
(子育て支援課内)
☎43・0441

緊急時には
迷わず110番を！

あきらかに子どもの生命に危険があると判断されるときは、一刻も早く子どもを保護しなければなりません。すぐに通報してください。

加東サンサンチャレンジフリー講座

○運動講座
「今日から始める+10(プラステン)の運動」

日時 11月6日(金)
13時30分～15時30分
場所 加東市役所2階
201会議室

講師 健康運動指導士
森井明美さん

定員 50人

○食事講座
「健康なカラダを作る」

日時 11月13日(金) 10時～13時
11月17日(火) 10時～13時

※①・②とも同じ内容です。
どちらか都合のよい日を選択してください。

場所 加東市役所2階
保健センター



◎どちらの講座も、サンサンチャレンジの登録者は、優先してご参加いただけます。

申込方法 開催日5日前までに電話・FAX・電子メールでお申し込みください。

参加費 1講座ごとに100円
申し込み・問い合わせ
市民生活部健康課(庁舎2階)
☎42・2800

FAX 42・3978
電子メール
3challenge@city.kato.lg.jp

子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

加東市から児童手当を支給されている方へ

対象となる方には、すでに申請書をお届けしていますので、期限までに申請してください。

児童手当を支給されている公務員の方へ

給付金の申請書(公務員用)の交付や証明は職場でご確認ください。証明のある申請書の交付を受けた方は、期限までに申請してください。

申請期限 11月30日(月)(必着)
問い合わせ 福祉部子育て支援課(庁舎1階)
☎43・0408